

同窓会会則

(平成 28 年 6 月 25 日制定)

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条

本会は亀田医療大学同窓会と称し、事務局を鴨川市横渚 462 番地亀田医療大学内に置く。

(会員)

第 2 条

1. 亀田医療大学を卒業した者を、本会の会員とする。
2. 会員となる者は、会費を納入しなければならない。
3. 会費は終身会費 5,000 円とし、一旦納入した会費は理由を問わず返還しない。
4. 会費の納入時期は卒業年度後期とする。ただし、平成 25 年度までに入学した学生の納入時期は、別途定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条

本会は、会員相互の親交を深めると共に、母校の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条

1. 本会の前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 会報及び会員名簿の作成
 - (2) 会員相互の親睦を図るための事業
 - (3) 母校発展のための後援事業
 - (4) その他必要となる事業
2. 前項の事業を実行するために会費を使用するものとする。

第 3 章 役員

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 会務を総括し会を代表する。
 - (2) 副会長 1名、会長を補佐し会長に事故あるときは、職務を代行する。
 - (3) 書記 1名、会の書記を担当する。
 - (4) 会計 1名、会の会計を担当する。
 - (5) 監査 2名、会の事業および会計を監査する。
2. 役員を選出は、会員の中から選任しその任期3年とし3年目の総会終了までとする。
3. 役員は再任することができる。

(顧問)

第6条

1. 本会に顧問若干名を置く。
2. 顧問は会の運営について助言する。
3. 顧問は母校の学長、4年生学年主任及び本会の前会長とする。
4. 前項に定めるものの他必要に応じ役員会において推挙した者を顧問にすることができる。

第4章 会議

(会議)

第7条

本会の会議は次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会

(総会)

第8条

1. 総会は原則毎年度1回開催する。
2. 総会は次の事項を討議する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 事業計画及び事業報告

- (3) 予算及び決算
- (4) 会則の改定
- (5) その他重要と認められる事項

(役員会)

第9条

- 1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計、監査をもって構成し、会長の招集により開く。
- 2. 役員会は、会の運営について協議する。

(会議の収集、定足数、議事)

第10条

- 1. 本会の会議は、全て会長が招集する。
- 2. 本会の会議は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 3. 本会の議長は、会長がこれに当たる。

第5章 会計

(会計)

第11条

- 1. 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入等をもって充てる。
- 2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条

本会の会計監査は、毎年度決算後速やかに行い、その結果を役員会及び総会において報告するものとする。

第6章 補足

(会則の改正)

第13条

本会則の改正には、役員会において出席者の3分の2以上の賛成を得て議決し、総会において承認されたとき成立する。

第 14 条

本会則施行のため必要な内規は役員会において定める。

(附則)

この会則は、平成 28 年 6 月 25 日から施行する。

その他必要な事項は、役員会の議決により定める。

(附則)

この会則は、平成 29 年 10 月 28 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 30 年 10 月 27 日から施行する。